【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成２４年４月３日
【会社名】	株式会社 共和電業
【英訳名】	KYOWA ELECTRONIC INSTRUMENTS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 星 淑夫
【本店の所在の場所】	東京都調布市調布ヶ丘３丁目５番地１
【電話番号】	０４２－４８９－７２１１
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 田中 義一
【最寄りの連絡場所】	東京都調布市調布ヶ丘３丁目５番地１
【電話番号】	０４２－４８９－７２１１
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 田中 義一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

平成２４年３月２９日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成２４年３月２９日

(2) 決議事項の内容

第１号議案　剰余金の処分の件

イ　株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

１株につき金８円　　総額 205,737,392 円

ロ　効力発生日

平成２４年３月３０日

第２号議案　定款一部変更の件

事業内容の多様化および新たな事業展開に備えるため、現行定款第２条（目的）について、事業の目的を追加し、これに伴い号数の繰り下げを行う。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第１章 総則	第１章 総則
(目 的)	(目 的)
第２条　当会社は、次の業務を営むことを目的とする。	第２条　当会社は、次の業務を営むことを目的とする。
１ 電気機器、測定器の製造販売並に輸出入	１ （現行どおり）
２ 医療用機器の製造販売並に輸出入	２ （現行どおり）
３ 光学機器の製造販売並に輸出入	３ （現行どおり）
（新設）	４ 前各号に掲げる機器のリース並にレンタル業
４～10 （条文省略）	５～11 （号数繰り下げ 現行どおり）

第３号議案　取締役10名選任の件

取締役として、星 淑夫、猪又信彦、山口幸夫、石川正則、野山和正、舘野 稔、新藤喜代次、田中義一、鈴木芳博、山下晴久の10氏を選任する。

第４号議案　監査役４名選任の件

監査役として、斎藤美雄、髙島峰生、木村眞一、山口信也の４氏を選任する。

第５号議案　退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役高尾寛、武笠伸雄、大村昭紀の３氏、ならびに退任監査役河田敏也、佐藤一博の両氏に対して、退職慰労金をそれぞれ当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役については取締役会に、監査役については監

査役の協議に一任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第１号議案 剰余金の処分の件	18,857	9	0	(注)１	可決　99.72
第２号議案 定款一部変更の件	18,857	9	0	(注)２	可決　99.72
第３号議案 取締役10名選任の件					
星　淑夫	18,626	240	0		可決　98.50
猪又 信彦	13,626	240	0		可決　98.50
山口 幸夫	18,623	243	0		可決　98.48
石川 正則	18,626	240	0		可決　98.50
野山 和正	18,626	240	0	(注)３	可決　98.50
舘野　稔	18,626	240	0		可決　98.50
新藤 喜代次	18,626	240	0		可決　98.50
田中 義一	18,626	240	0		可決　98.50
鈴木 芳博	18,626	240	0		可決　98.50
山下 晴久	18,626	240	0		可決　98.50
第４号議案 監査役４名選任の件					
斎藤 美雄	18,853	13	0		可決　99.70
髙島 峰生	18,853	13	0	(注)３	可決　99.70
木村 眞一	18,851	15	0		可決　99.69
山口 信也	18,493	373	0		可決　97.79
第５号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件	17,114	1,752	0	(注)１	可決　90.50

(注) １　出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

２　議決権行使をすることができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。

３　議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、株主総会当日出席株主のうち、賛成、反対および棄権の確認のできない議決権数は加算しておりません。